

# 農林土木委託業務特記仕様書

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （履行報告）

- 第5条** 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

## （電子納品）

### 第6条

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
- 2 成果品は、紙媒体（黒金製本不要、A4チューブファイル綴じ）1部と「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】（平成21年11月）」（以下、「業務ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部（正副各1部）の計3部納品すること。「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定すること。  
なお、CADデータで電子納品される図面については、原図の納品は不要とする。
- 3 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、エラーがないことを

確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

**(貸与資料)**

**第7条** 本業務における貸与資料は、次のとおりとする。

- 1) H25阿耕 中山間 那賀川西部 集落道(吉井町2)実施設計業務 成果報告書

**(本業務の特記仕様事項)**

**第8条** 本業務における作業項目は、別紙1のとおりとする。

別紙1 【農道一道路計画設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業項目
3-2 横断面設計図作成	1/100 実測横断面図により、法面の安定対策工法等を検討し、横断面設計図を作成する。 (補足説明) 施工法区分毎の切盛土量、方面保護工長、用地幅等を表示する。	○
3-4 土量配分計画	土量配分を行い、建築機械の組合せ、土取場、土捨場の選定を行う。 (補足説明) 流用土、搬出土(捨土)、搬入土(購入土)、等の土量配分を行う。	○
8 工事数量計算 8-1 土工、法面工等	設計横断面図により詳細数量を算出する。 (補足説明) 数量計算運用規定に基づいて、数量計算を行う。	○
9 概算工事費積算	市販の物価版等を用い工種、規模別にm当たり、m2 当たり、m3 当たり、箇所当たり等の単価を作成し概算工事費を算定する。	○
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
13 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめを行い、報告書を作成する。	○